

兵庫県 福祉のまちづくり条例による

バリアフリー情報の 公表義務について

兵庫県では、「福祉のまちづくり条例」に基づき高齢者、障害者を含むすべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりを一層推進しています。



条例に基づくバリアフリーに関する情報の公表についてお願い

兵庫県福祉のまちづくり条例では、既存施設も含め、特定用途かつ一定規模以上の特定施設（特定の者のみが利用する施設は除く。）の所有者・管理者に、ホームページなどを用いたバリアフリーに関する情報の公表を義務付けています。

条例では、下表に該当する特定施設について、バリアフリーに関する情報の公表が義務付けられています。

対象となる特定施設

	用途	規模
1	(1) 展示場 (2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 (3) 遊技場 (4) 公衆浴場 (5) 飲食店 (6) 理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗 (7) クリーニング取次店その他これに類するサービス業を営む店舗	床面積の合計10,000㎡以上の規模 (2以上の用途が存する建築物を含む)
2	(8) 病院又は診療所 (9) 劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂 (10) 体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設 (一般公共の用に供されるものに限る) (11) 博物館、美術館又は図書館 (12) 銀行、質屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 (13) 地下街等	床面積の合計2,000㎡以上の規模 (2以上の用途が存する建築物を含む)
3	(14) ホテル又は旅館	客室の合計50室以上又は床面積の合計1,000㎡以上の規模
4	(15) 保健所、税務署その他不特定かつ多数のものが利用する官公署 (16) 公共の交通機関の施設（鉄道駅舎、車両の停車場、船舶・航空機の発着場等）	全ての規模

※ 1の項に掲げる施設又は2の項に掲げる施設（床面積の合計2,000㎡以上の施設を除く。）のうち異なる区分に属するものが2以上存する建築物にあっては、床面積の合計10,000㎡以上の規模とする。

公開内容

- (1) 出入口の扉の形式
- (2) エレベーターの有無・整備状況
- (3) 車椅子使用者、オストメイトが利用可能な便所の有無
- (4) 授乳室、ベビーチェアの整備状況
- (5) 車椅子使用者利用客室等の有無、ユニバーサルデザインに配慮した一般客室の数（ホテル・旅館のみ）
- (6) 敷地内通路上のスロープ設置の有無
- (7) 車椅子使用者利用駐車施設の有無
- (8) 案内所、案内板の有無、点字・音声対応等の状況
- (9) 車椅子使用者観覧スペース、集団補聴設備の有無

公開方法

- ・原則としてインターネットを利用してください。
(インターネットによる公表が困難な場合は、パンフレット等に掲載)

表示方法

- ・ピクトサインを用いるなど、高齢者等にわかりやすく表示
- ・設備が整備されていないこともあわせて表示

《ピクトサインによる情報表示のイメージ》

駐車場	敷地内通路 (建物前)	主な 外部出入口	トイレ	誘導案内	昇降設備	客室	乳幼児 コーナー	その他

整備されていない設備は薄く表示してください。

電話・FAXでのお問い合わせ先

兵庫県 都市政策課 都市政策班
TEL : 078-362-4298 FAX : 078-362-9487
Email : toshiseisaku@pref.hyogo.lg.jp

ホームページ

兵庫県 バリアフリー情報の公表

検索

クリック



兵庫県マスコット はばタン